

資料4—1 コロナ禍での子育て支援施策の主な取り組み状況

① 妊産婦の方への支援

●新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業

新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、助産師や保健師等が、定期的な自宅への訪問や電話等により、不安や孤独感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する

●新型コロナウイルス感染症に係る妊婦へのウイルス検査事業

新型コロナウイルス感染への不安を抱える妊婦の方が、かかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合、分娩前にウイルス検査を受ける費用を助成する

●妊婦応援臨時特別給付金給付事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症予防対策に留意して過ごしている妊婦さんに対し、応援の給付金を支給する

・給付金額 妊婦さん1人につき10万円

・給付対象者 令和2年4月27日時点で、和歌山市に住民登録がある方で、出産していない妊婦の方

・事業終期：令和3年3月31日

② 子育て中の方を対象とした給付金等

●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する

・対象者

①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）

②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者を限る。

③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

・給付額 児童1人あたり一律5万円

●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分を除くその他の子育て世帯分）

新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する

・対象者（①、②の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受給した方を除く））

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母

等（※令和4年2月末までに生まれた新生児も対象になります。）

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

・給付額 児童1人あたり一律5万円

●令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）

新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する

・対象者

1. 令和3年9月分の児童手当受給者
2. 令和3年9月以降、令和4年3月31日までに出生した児童を養育する方
3. 9月30日時点で和歌山市に住民票があり、高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童を養育している方（ただし1, 2に該当し、算定児童として支給済みの方は除く）

4. 上記の1, 2, 3いずれかに当てはまる公務員

・給付額 児童1人あたり一律10万円

（先行給付金5万円と追加給付金5万円）

●令和2年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）

新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する

・対象者

1. 令和2年4月分の児童手当受給者
2. 令和2年3月31日までに出生した児童を養育する方
3. 上記の1, 2, 3いずれかに当てはまる公務員

・給付額 児童1人あたり一律1万円

●ひとり親家庭等応援事業（令和2年度、市独自）

新型コロナウイルス感染症の発生による事業所等の休業、学校園の臨時休校等に伴い、就業環境や生活に影響を受けやすいひとり親家庭等に対する緊急経済対策の一環として、児童扶養手当受給者に対して臨時給付金を支給

・対象者

令和2年4月分又は5月分の児童扶養手当を受給されている方

・給付額 対象世帯あたり2万円

●低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため臨時特別給付金を支給するもの。

・対象者

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給していた方
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている

・給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

③ その他

●子供食堂応援事業費補助事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症に留意して子供食堂を続けていく事業者に対し、安全に再開するため、又は継続して子供食堂を行うための物品の購入や設備の改修等の必要な経費に対して、補助金の交付を行う

・補助金額 子供食堂運営1事業者につき、上限500,000円

・補助対象経費 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新型コロナウイルス感染症の拡大防止又は子供食堂の継続を図るために行う、物品の購入又は設備の改修

・事業終期：令和3年3月31日

資料 4-2 コロナ禍における主な事業の現状と課題

① ファミリー・サポート・センター事業

【現状】

センターからマスクやアルコール消毒液・除菌シートを会員に配布し、感染防止対策をとりながら援助活動を実施。

【課題】

依頼会員、提供・スタッフ会員双方において、お互いの家族構成等に配慮することで、援助活動を控えることがあった。双方会員の感染防止に配慮しながら、依頼会員の依頼内容に対応する提供・スタッフ会員の確保が課題。また、交流会等がコロナの感染状況により中止になるなど会員同士の交流が減り、援助活動についての意見交換や情報の共有の機会を確保すること。

② 地域子育て支援拠点事業

【現状】

感染状況を鑑みながら必要に応じて、人数制限や講座等の活動制限を行っている。子育て親子の孤立化を防ぐため、交流の場や相談を実施している。

【課題】

人数制限を設けることにより本来利用できていた方が利用できなくなる等、利用者側に制限が掛かってしまう場合がある。また、拠点施設は利用者が「気軽に来て気軽に帰れる場所」として利用していただきたいが、コロナ下の感染状況により利用することに大きな壁ができてしまっている場合がある。

③ 利用者支援事業（子育てプランナー）

【現状】

コロナで外出を控えている保護者の方に、電話・メール・オンライン相談を実施。人と接する機会が減ったコロナ禍において、人と人の「つながり」を実感してもらえよう、対面及びオンラインで「座談会」を実施。

【課題】

座談会は人数制限があるため、参加できなかった保護者の方への対応

④ 子育てひろば

【現状】

事前申し込み制にし、参加人数を制限して実施。拡大状況により、Zoomを使った「オンライン de 子育てひろば」を実施。おうちあそびのヒントなどを和歌山市公式 YouTube チャンネルにて継続して配信。

【課題】

人数制限があるため、参加できなかった保護者の方への対応

⑤ コロナ禍におけるオンライン授業等における現状と課題（市立小・中学校）

【現状】

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、臨時休業や不安のため等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、タブレットを活用し、学びの保証や心のケアに努めています。具体的には、教室の授業を家でも視聴できるハイフレックス型授業の実施や、家庭と学校をオンラインでつなぎ、健康観察等を行っています。

また、自宅学習を促進するために、学習課題等を学校から児童生徒のタブレット端末に配信したり、家庭学習の際に生じた質問もメールで返すだけでなく、場合によってはオンラインでつなぎ、担任が説明を行ったりする場合があります。

タブレットの活用を希望しない家庭には、連絡、質問受付等を電話や携帯のメールで行っています。希望があれば、オンラインで配信するときに特別に登校して、参加する場合があります。

【課題】

学級閉鎖や学年閉鎖になり、オンライン授業を行う際、対面でない状況で45分から50分間、集中を持続することは難しい。児童生徒が興味を持続して学習を進めることができるよう、効果的な授業ができるように、様々な授業の事例を紹介していく必要がある。

⑥ 放課後児童健全育成事業（若竹学級）

【現状】

異なる学年やクラスから集まり、学校の教室より狭い空間で、教室以上の定員を受け入れる若竹学級で、「3密」にならずに過ごすのは難しい。

換気を十分に行い、手洗いやマスクの着用を指導徹底し、扉の取手等共用部分、備え付けの本や玩具の消毒、おやつの中には向かい合わせにならず、距離をとるなど、学校に準じた衛生管理対策をとっている。

国の交付金等を活用して、体温計や除菌アルコール、マスク等の消耗品の確保、扇風機やサーキュレーター、足踏みスタンドなど必要な物品をそろえている。

【課題】

学校の学級より、狭い空間でより多くの子どもが、クラスにいるときよりリラックスした状況で生活する若竹学級は感染対策が難しい。

学校のクラスの学級閉鎖基準に準じて若竹学級の閉級を判断することになるが、基本的には、若竹学級は、働く保護者のためには開級が必要。

⑦ 保育所・認定こども園

【現状】

各保育施設に感染防止に係る国等の情報を迅速に提供し、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、園児が感染した場合などのマニュアルを作成・活用して、緊急時の指示、連絡等が円滑に行える体制を維持し、運営の継続に努めている。

【課題】

保育所・認定こども園は、社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられており、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所が求められているが、今般の感染の急拡大により、一部休園等を行わざるを得ない保育施設も出てきている。